

平成 28 年度香川県ブランドポスター（瀬戸大橋）制作業務仕様書

1 業務委託名

平成 28 年度香川県ブランドポスター（瀬戸大橋）制作業務委託

2 業務の目的

本県の地域ブランド構築に向けた戦略的なプロモーション活動の一環として、代表的地域資源である瀬戸大橋を活用したポスターを制作するものである。

3 委託期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 香川県ブランドポスター（瀬戸大橋）の制作

5 制作物の仕様及び留意点等

(1) 香川県ブランドポスター（瀬戸大橋）の仕様

大 き さ B 1 版（縦）

デザイン 縦 1 種類

用 紙 コート紙 135 k g と同等以上

色 数 片面 4 色刷り

校 正 3 回程度

作成部数 (B 1 版 1,000 枚) × 1 デザイン

(2) デザインに関する留意事項

- ・瀬戸大橋の PR ができるように観光客誘致に効果的なテーマを設定し、瀬戸大橋の写真を用いて、テーマに基づいたデザインを制作する。
- ・実風景のイメージを覆したり損なったりするなど、不自然な加工等はないこと。
- ・「かがやくけん、かがわけん」のロゴ及びキャッチフレーズを必ず使用すること。
- ・ポスターは、国内外で開催する観光キャンペーン等での掲示を中心に、希望する事業者への配布等、通年かつ複数年にわたり使用することを想定している。
- ・採用されたデザインは、委託者及び監修者の意見を踏まえて、修正できることとする。

(3) デジタルデータ

印刷データ(イラストレーター等データ及び PDF データ) を CD-R 等に保存したものを成果物として 2 枚納品すること。

(4) 納品場所 ①ポスター及びデジタルデータ

(香川県交流推進部観光振興課内) 香川県観光協会

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

②ポスター 県内、約 100 箇所(送付先として別途指定する)

(5) 納品期限 平成 29 年 3 月 24 日(金)

6 制作物の著作権について

- (1) 制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は当該著作物の引渡し時に香川県観光協会に譲渡されるものとし、必要に応じて制作物を後に増刷できるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。

なお、第三者に著作権のあるものを使用する場合は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させるものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、香川県観光協会と協議のうえ、その一部を委託することができる。

8 その他

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、香川県観光協会と協議すること。
- (2) 委託料の支払は、完了払いとする。
- (3) 香川県観光協会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。